

## 「貯蓄預金規定」 新旧対照表

(下線部を追加)

改 定 後	現 行
<p>1. ～ 15. (略)</p> <p><u>16. (未利用口座管理手数料)</u></p> <p><u>(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、この預金を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p><u>(2) 当金庫は未利用口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。</u></p> <p><u>(3) 未利用口座の預金残高が未利用管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 引落としとなった未利用口座管理手数料の返却、および解約された口座の再利用はできません。</u></p>	<p>1. ～ 15. (略)</p> <p>(新設)</p>

以 上